

令和3年第1回潟上市議会定例会会議録（最終日）

○開 会 令和3年 3月10日 午後 1：30

○閉 会 午後 3：08

○出席議員（16名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理 恵 子
6番 佐 藤 敏 雄	7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博
9番 澤 井 昭 二 郎	10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉
12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄
15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄
18番 西 村 武		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 伊 藤 貢	総 務 課 長 千 葉 秀 樹
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 菅 生 司
学校教育課長 山 田 敬 輔	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健 二	議会事務局次長 鈴木 学
---------------	--------------



令和3年第1回潟上市議会定例会日程表（第3号）

令和3年 3月10日（3日目）午後1時30分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議案第 2号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第 3号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第 4号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第 5号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第 6号 潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第 7号 潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 8号 潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 10 議案第 9号 潟上市天王福祉センター設置条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 11 議案第 10号 潟上市天王保健センター設置条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 12 議案第 11号 潟上市出産祝い金支給条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 13 議案第 15号 令和2年度潟上市一般会計補正予算（第14号）（案）について
- 日程第 14 議案第 16号 令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第 15 議案第 17号 令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について

- 日程第 1 6 議案第 1 8 号 令和 2 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算  
(第 4 号) (案) について
- 日程第 1 7 議案第 1 9 号 令和 2 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算 (第 1 号)  
(案) について
- 日程第 1 8 議案第 2 0 号 令和 2 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算  
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 9 議案第 2 1 号 令和 2 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算  
(第 1 号) (案) について
- 日程第 2 0 議案第 2 2 号 令和 2 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算 (第 1 号)  
(案) について
- 日程第 2 1 議案第 2 3 号 令和 2 年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 3 号) (案)  
について
- 日程第 2 2 議案第 2 4 号 令和 2 年度潟上市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)  
(案) について
- 日程第 2 3 議案第 2 5 号 令和 3 年度潟上市一般会計予算 (案) について
- 日程第 2 4 議案第 2 6 号 令和 3 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算 (案) に  
ついて
- 日程第 2 5 議案第 2 7 号 令和 3 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算 (案) に  
ついて
- 日程第 2 6 議案第 2 8 号 令和 3 年度潟上市介護保険事業特別会計予算 (案) に  
ついて
- 日程第 2 7 議案第 2 9 号 令和 3 年度潟上市豊川財産区特別会計予算 (案) について
- 日程第 2 8 議案第 3 0 号 令和 3 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算 (案) に  
ついて
- 日程第 2 9 議案第 3 1 号 令和 3 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算 (案) に  
ついて
- 日程第 3 0 議案第 3 2 号 令和 3 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算 (案) について
- 日程第 3 1 議案第 3 3 号 令和 3 年度潟上市水道事業会計予算 (案) について
- 日程第 3 2 議案第 3 4 号 令和 3 年度潟上市下水道事業会計予算 (案) について

- 日程第 3 3 議案第 3 5 号 令和 3 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 3 4 議案第 3 6 号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 3 5 陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第 3 6 議案第 3 7 号 令和 2 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 5 号）（案）について
- 日程第 3 7 潟上市議会広報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第 3 8 潟上市議会議員政治倫理審査会委員の選任について



午後 1時30分 開会

○議長（西村 武） 傍聴者の皆様ご苦勞様です。

ただいまの出席議員は16名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

ここで、市長より発言の申し出がありますのでこれを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 本定例会に追加提案致しました議案の概要について申し上げます。

令和2年度潟上市一般会計補正予算（第15号）（案）につきましては、国の補正予算によるもので、学校保健特別対策事業として市内小中学校全9校に新型コロナウイルス感染症対策のための備品等を購入するものでございます。また、国から減収見込み額が示されたため減収補填債を追加し、余剰財源を財政調整基金に積み立てるものでございます。詳細については、このうち担当部長より説明させますので、適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

次に、し尿及び浄化槽汚泥の広域処理検討に係る覚書の締結についてご報告致します。

机上に配付してございますが、潟上市と男鹿市のし尿及び浄化槽汚泥を、秋田市の汚泥再生処理センターで広域処理することの検討を行うため、令和3年2月26日付けで潟上市、秋田市及び男鹿市との3市で覚書を締結し、今後検討を進めることになりました。本日その概要について、先ほど申し上げたとおり、机上に資料を配付してございますので、ご承知おきいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

以上です。

#### 【日程第1、議会運営委員会の報告】

○議長（西村 武） 日程第1、議会運営委員会の報告を行います。6番佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤敏雄） それでは、議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、3月9日に追加提出議案及び議事日程を議題として、委員、正副議長、当局から説明員として副市長、総務部長の出席の下に開催しております。

本定例会最終日の運営についてご報告致します。

はじめに、追加提出議案について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、本日の議事日程に追加し、当局説明・質疑・討論・採決の順に行うことと致します。

次に、議事日程について申し上げます。

2月22日の本会議初日で、会議録署名議員に指名されておりました瓜生 望議員が2月24日に議員辞職したことに伴い、会議規則第80条の規定により会議録署名議員を指名することになります。また欠員となりました、潟上市議会広報編集特別委員会委員及び潟上市議会議員政治倫理審査会委員の選任を行う必要があることから、会議録署名議員の指名、潟上市議会広報編集特別委員会委員の選任について、潟上市議会議員政治倫理審査会委員の選任についてをそれぞれ議事日程に追加するものです。

なお、各委員の選任については、申し合わせにより議長において指名する予定となっております。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

#### 【日程第2、会議録署名議員の指名】

○議長（西村 武）日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員の辞職に伴い、本定例会の会議録署名議員に、会議規則第80条の規定により7番 鑑 仁志議員を指名します。

【日程第3、議案第2号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第35、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書】

○議長（西村 武） 日程第3、議案第2号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてから、日程第35、陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書まで一括議題と致します。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長報告を求めます。

なお、各常任委員長報告のあと、条例案、単行案及び陳情については議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。

令和2年度各会計補正予算（案）及び令和3年度各会計予算（案）については、特別委員長報告のあと討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

#### 【総務文教常任委員長の報告】



最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。12番藤原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（藤原典男） 令和3年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和3年2月26日（1日間）

2. 出席委員 戸田俊樹、佐藤敏雄、堀井克見、小林 悟、菅原秀雄、藤原典男

3. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長

4. 書 記 議会事務局 石川保則

5. 審査の経過と結果

議案第3号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、潟上市市民センターを新たな公民館として設置し、これに伴い各公民館の名称、使用料等を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、使用料の改正案について質問があり、当局からは、時間帯等の区別の廃止や部屋の面積等により使用料を定めたとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、でと児童クラブを移設することに伴い条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号、潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、二田保育園及び湖岸保育園並びに天王幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園として新たに潟上市立天王こども園を設置すること等に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第3号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決

されました。

【社会厚生常任委員長の報告】

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。8番中川社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（中川光博） 令和3年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 令和3年2月26日

出席委員 澤井昭二郎、佐藤義久、伊藤正吉、児玉春雄、菅原理恵子、中川光博

説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長

書記 福祉保健部社会福祉課 柏崎圭祐さんをお願いしております。

審査の経過と結果

議案第5号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、介護保険法の規定により策定した第8期潟上市介護保険事業計画に基づき、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号、潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、これに準じて所要の規定を整理するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号、潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、改正理由について質問があり、当局からは、3年に一度、社会保障審議会介護給付費分科会等の審議を踏まえて改正されることになっており、その内容として、感染症対策や虐待防止など9項目について新たに規定するものとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第9号、潟上市天王福祉センター設置条例を廃止する条例（案）について。

本条例は、潟上市天王福祉センターを廃止することに伴い、条例を廃止するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案10号、潟上市天王保健センター設置条例を廃止する条例（案）について。

本条例は、潟上市天王保健センターを廃止することに伴い、条例を廃止するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号、潟上市出産祝い金支給条例を廃止する条例（案）について。

本条例は、出生数等の実績を踏まえて効果検証をした結果、少子化対策及び子育て支援施策を見直す一環として出産祝い金の支給制度を終了させることに伴い、条例を廃止するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで、社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第5号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(案)についてを質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、潟上市天王福祉センター設置条例を廃止する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、潟上市天王保健センター設置条例を廃止する条例(案)について

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、潟上市出産祝い金支給条例を廃止する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番(藤原典男) この条例を廃止することなのですからけれども、廃止の大きな理由は何かということが第1点。

2点目は、この条例廃止することなのですからけれども、今までやってきて効果はあったのかどうか、そこら辺のところを議論されておりましたらお願いします。

○議長(西村 武) 中川社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長(中川光博) 今質問ありました2つの点ですが1つ目、一番大きな理由は何かということですからけれども、一番大きな理由は、この政策は人口増につながっていないという判断が1つありました。

もう一つは効果についてですからけれども、今言ったとおり人口増につながっていないということですからけれども、現行の制度は3人目から30万円、4人目30万円、5人目は50万円支給しようという政策ですからけれども、これについて効果の点からもう一度お話ししますと、この制度は、総合戦略の5カ年期間の政策でしたけれども、当初平成28年度1回目ですからけれども、この年の出生数は195名、5年後令和2年については165名ということで、さらにその出産祝い金受給後に9名の方が市外に転出したということからも効果は上がっていないのではないかという判断です。

さらに、実はまちづくり市民会議あるいは行政改革推進委員会の意見等もありました。1つは、生まれたときに祝うよりもその先の支援が大切なのではないか。2つ目として

は、その対象が限定されたことで、子育て環境の充実に重点的に今後は取り組む方が市民の理解を得られやすいのではないかと。3つ目ですけれども、3人以降というよりはまず1人産んでもらうことがとても大切なのではないかなという意見が出たということも、今回の廃止の理由にあげておりました。

簡単ですけれども以上です。

○議長（西村 武） 12番、宜しいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 提案されております議案第11号、潟上市出産祝い金支給制度を廃止する条例（案）について。

私は、廃止ではなくこの制度、出産祝い金制度を継続すべきだという立場で討論致します。

今全国でも、本県においても少子高齢化が進んでおり、子どもさんが1人でも増えれば喜ばしいことと思います。出産やその後の子育てはお金がかかります。本市で行っている3人目、4人目、5人目の子ども出産祝い金の事業は、県内でもようやくはじまりつつある制度です。保護者にとっても嬉しい制度を中止するのは残念なことです。お祝い金の額を引き下げても継続すべき事業だと思います。経済的理由、子育て環境などで多産を望まないご夫婦もいると思いますが、3人目、4人目が産まれれば、地域にとっても大きな喜びになるのではないのでしょうか。お祝い金として、市としてもお祝いの表明をすべきだと思います。この制度の継続を訴え、私の討論を終わります。

以上です。

○議長（西村 武） 次に、議案に賛成の発言を許します。おりませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） いないようですので討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

## 【産業建設常任委員長の報告】

○議長（西村 武） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。16番大谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） 令和3年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 令和3年2月26日（1日間）

出席委員 鈴木壮二、西村 武、鑑 仁志、大谷貞廣

説明当局 産業建設部長、上下水道局長、各関係課長

書記 上下水道局上下水道課 畠山ひとみさんをお願いしております。

審査の経過と結果

議案第2号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、鳥獣被害対策実施隊員の報酬の額を改め及び費用弁償に関する規定を整備するため、条例の関係部分を改正するものです。鳥獣被害対策実施隊員は潟上市の非常勤特別職員として対象鳥獣の捕獲活動等に従事しており、費用弁償や年額報酬を支払っていますが、費用弁償については出勤実績に応じて支給に改正することと、年額報酬の引き下げについては、費用弁償を活動実績による支給に改めたことによるものです。

委員からは、今回の改正の活動に多数参加した方は費用弁償は多く支払われるのかとの質問があり、当局からは、対策活動の参加回数により費用弁償を支給することになると回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第36号、市道路線の認定及び変更について。

本案は、市道の路線を認定し及び変更するため、道路法8第条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。認定する路線は12路線で、主なものは、寄付採納や宅地開発等により市に帰属されたものです。

変更する路線についても12路線で、市道の改良工事等により市道認定路線の実延長及び面積が変更となるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。



本陳情は、生活費原則に基づいた全国一律最低賃金制度の実現、社会保険料負担や税の減免制度の制定など中小企業への支援策の拡充、最低賃金の大幅引上げについて意見書の提出を要望するものですが、コロナウイルスの影響で経済の先行きが不透明であるため、全会一致で継続審査とすべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第2号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、市道路線の認定及び変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可

決されました。

次に、陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 継続審査する内容が、コロナウイルスの影響で経済の先行きが不透明であるためとうたっておりますけれども、今やっぱりコロナの中で大変なときだからこそ全国一律最低賃金制度の実現、社会保険料負担や税の減免制度の制定など中小企業への支援策の拡充、最低賃金の大幅引き上げというのが今本当に求められていることじゃあないかなとは思っておりますけれども、この点についてはどのような議論とかあったのか、ありましたらご報告をお願いします。

○議長（西村 武） 大谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） 内部ではいろいろ議論がされました。結果的には、財源をどこから捻出するのかということで、このコロナの収束をみながら再度議論をするということになっております。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり継続審査することに決定致しました。

#### 【予算特別委員長の報告】

○議長（西村 武） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。3番菅原理恵子予算特別委員長。

○予算特別委員長（菅原理恵子） 令和3年第1回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和3年2月26日、3月10日

2. 出席委員 鈴木壮二、戸田俊樹、佐藤敏雄、鑑 仁志、中川光博、澤井昭二郎、佐藤義久、伊藤正吉、藤原典男、菅原秀雄、小林 悟、大谷貞廣、児玉春雄、西村 武、堀井克見、菅原理恵子

3. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長

4. 書 記 議会事務局 内田さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について

予算特別委員会に付託されました議案第15号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第14号）（案）についてから議案第35号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）についてまでを、先般2月26日に大綱質疑を行い、その後常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告致します。

第1点として、土木費の公園施設改修工事分を今補回正する理由とその内容について。

第2点として、外国青年招致事業費の人数とオリエンテーションの内容について。

第3点として、水産業費が前年度と比べて減になった理由について。

第4点目として、地域活性化イベント事業費が廃目となった理由について。

第5点として、財政調整基金と合併振興基金の見解についてなどの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては詳細に審査するために、各常任委員会による分科会で審査を致しました。

分科会ではすべての審査を終了致しましたので、本日10日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第15号から議案第35号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで、予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第15号から議案第35号までについて、これから順次討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定されました議案

については、簡易採決により採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定されました議案については、簡易採決により採決します。

はじめに、議案第15号、令和2年度潟上市一般会計補正予算(第14号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認め、したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、令和2年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、令和2年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、令和2年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、令和2年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和2年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認め、したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、令和2年度潟上市水道事業会計補正予算(第3号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認め、したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、令和2年度潟上市下水道事業会計補正予算(第3号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

ここから令和3年度一般会計だから、暫時休憩します。2時半まで休憩します。

午後 2時20分 休憩

.....  
午後 2時30分 再開

○議長(西村 武) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第25号、令和3年度潟上市一般会計予算(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、令和3年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算(案)について

討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、令和3年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和3年度潟上市介護保険事業特別会計予算(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、令和3年度潟上市豊川財産区特別会計予算(案)について討論、



採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、令和3年度潟上市下虻川財産区特別会計予算(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、令和3年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認め、したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、令和3年度潟上市飯塚財産区特別会計予算(案)について討論、

採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、令和3年度潟上市水道事業会計予算(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、令和3年度潟上市下水道事業会計予算(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、令和3年度潟上市一般会計補正予算(第1号)(案)について討

論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

【日程第36、議案第37号 令和2年度潟上市一般会計補正予算(第15号)(案)について】

○議長(西村 武) 日程第36、議案第37号、令和2年度潟上市一般会計補正予算(第15号)(案)について議題とします。

議案第37号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) それでは別冊の、令和2年度潟上市一般会計補正予算書(案)(第15号)の1ページをお願い致します。

議案第37号、令和2年度潟上市一般会計補正予算(案)(第15号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221億470万8,000円とするものでございます。

3ページをお願い致します。

第2表繰越明許費補正についてご説明致します。

10款2項小学校費560万円及び3項中学校費240万円の追加は、国の補正予算による新型コロナウイルス感染症対策の学校保健特別対策事業でございます。

続いて、第3表地方債補正についてご説明致します。

地債の目的の減収補填債は、限度額を3,010万円に増額するものでございます。

5ページをお願い致します。

歳入予算についてご説明致します。

14款2項5目教育費国庫補助金400万円の追加は、学校保健特別対策事業費補助金でございます。国の補正予算によるもので、補助率は2分の1でございます。

21款1項7目減収補填債2,820万円の追加は、国から減収見込額が示されたことによ

るものでございます。

6 ページをお願い致します。

歳出予算についてご説明致します。

2 款 1 項 17 目 基金費 2,420 万円の追加は財政調整基金積立金で、余剰財源を積み立てるものでございます。

10 款 2 項 小学校費 1 目 学校管理費 560 万円及び 3 項 中学校費 1 目 学校管理費 240 万円の追加は、市内小中学校全 9 校に感染症対策として手指消毒液等の消耗品やサーマルカメラなどの備品を購入するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。13 番堀井克見議員。

○13 番（堀井克見） 今回、追加提案という形で今日追加されたわけでありまして、年度末ギリギリになって、補正全体としては 3,220 万円ということですが、その財源の内訳はとなりますと 2 つに分かれていまして、繰越明許の補正という形が 1 つ、それから第 3 表の地方債の補正という形、これは減収補填債の枠が決まったので、それに対してプラスアルファに利益債を起こすという財源の入りの部分の明細かと思えます。これはこれで理解できるものもありますけれども、今度歳出の方を見ますと、ざっくりいって減収補填とはいえども借りたものですから、国の枠の中で借り入れが許されるということじゃあないですか。一方においては、財政調整基金の方にその余剰財源として充てるとなった場合の全体の財政の数字上の、我々から見ればやりくりの中では可能でしょうけれども、この内容というのがちょっとやっぱりわかりにくい気がしますので、今少し深掘りして、この段階でなぜこういう追加補正という形になったのか、今少し詳しく説明を求めたいと思えます。

あわせて、初歩的なことで大変恐縮ですがけれども、減収補填債というものが 1,900 万円から枠が増えまして 3,100 万円になっています。その差額が 1,200 万円ですが、結果的にどこからこの地方債、国の系統なのかあるいは縁故債なのか、そこらの詳細についてもお示しいただきたいと思えますがいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

まず減収補填債ということで、この部分というのは本来地方交付税の需要があって収入金額があるわけですがけれども、その収入額の中の国の方で見込んでいた、今回であれ

ば地方消費税交付金それから市たばこ税、それが100入ると予定していたものが実際がコロナの影響で90とか、わかりやす言えばそういうことでその差額が入ってこない、そうすると、本来であれば交付税そのものを増やさなければならない、その差額分は交付税に跳ね返ってくるはずだったものが減収になっているわけですから、その分、今原資がないものですから国の方ではその分借り入れしてくださいという減収補填債という形で借りてほしいと。その分については償還については、国で、翌年度から交付税で面倒みますよということでございますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 菅生財政課長。

○財政課長（菅生 司） 今回、減収補填債の対象税目が追加されたものでありますが、これについては交付税措置を講ずるとともに、税額公的資金を配分するという予定になっております。

以上です。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 流れとしては副市長の説明で主に理解できましたが、問題は、この今年度の交付金に参入されるという主旨の話であったと思いますが、例えばいつの形でどの時点とかということはまったくわからないわけですか。当然いま年度をまたぐという形になってきますので、いつもこういう議論はちょこちょこあるのですが、なかなかお金が形にも見えないし色も見えないということなので、どこの形でどの時点でこういうものがきちんと国から担保されてくるのか、いまいちわかりにくい状況の中で進んでいるなど。これはもう合併特例債の国の措置部分とかすべてそういう形できているわけです。そこが我々やはり地方議会の議員としてはなかなかチェックできないし、知るすべもないというのが現実なのです。ですから、そこら辺はどういう形で我々議会あるいは議員のほうにわかりやすいように担保、いつの時点で取っていただけるのか。あわせてこのことにもお答えを求めたいと思います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

私先ほど減収補填債借り入れします、そして今後返済が始まります。すると、返済額に応じて翌年度以降の交付税にその部分返済期の額のそれが算入されてくるということでございますので、その償還が始まった段階でその部分が交付税に跳ね返ってくるという形になります。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 返済が始まった段階でというわけですが、そうすれば、今回の財源の場合はいつから返済が始まるという見込みなのですか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

今回の場合は、据え置き期間なしの来年度からということになります。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 教育費ということで、小学校、中学校それぞれ見ますと、事業費それから消耗品費どちらも小学校、中学校。それから備品購入費が学校備品ということで、どちらも小学校、中学校になっておりますけれども、先ほど消毒液とサーモカメラという話されましたけれども、消毒液はどのような配置しているのかということをお聞きしたいのです。各教室だとは思うのですけれども、そのほかに体育館とか。どのように配置しているのかということと、あとサーモカメラはどのような使い方、各校何台、小学校、中学校それぞれどのような何台ずつの配置なのか、そこら辺のことを伺いたいと思いますけれども。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

消耗品であります各手指消毒アルコール等につきましては、当然まず学校の入り口や各種教室、各部屋の前に設置しております。あとサーマルカメラにつきましては各学校、小中学校に2台ずつ購入したいと考えております。

以上であります。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） わかりましたけれども、そのカメラの関係については。異常があった場合の対応というのは、各生徒にお話はそののですけれども、特別隔離してこちらの方ということにはなるとは思うのですが、そこら辺はまだ考えていませんか。体温の高かった人とかの対応について。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

いずれ、サーマルカメラにおきましては、当然体温測定した場合には、自動で37℃以上設定した場合、その温度以上になりますと自動で警告が出ます。当然、その警告が出

ますと当然先生と教頭に連絡して、それなりの保健室対応なりそこら辺はよく検討しまして、実際には一旦学校に帰ってもらうとか、そこあたり辺は今後学校の中で協議して対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） まずせっかくのカメラですから、しっかりしたマニュアルでもって、異常に高い方はしっかりほかの生徒と交わらないような隔離といった対応マニュアルが必要だと思っておりますので、ぜひそこら辺はぬかりなくやっていただきたいと思っておりますけれどもどうでしょうか。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答えします。

今提案のありましたことにつきまして、対応マニュアル等を整備したいと考えておりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

**【日程第37、潟上市議会広報編集特別委員会委員の選任について】**

○議長（西村 武） 日程第37、潟上市議会広報編集特別委員会委員の選任についてを議題と致します。

広報編集特別委員会委員の選任については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。

広報編集特別委員会委員には、8番中川光博議員を指名したいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集特別委員会委員には、8番中川光博議員を選任することに決定致しました。

【日程第38、潟上市議会議員政治倫理審査会委員の選任について】

○議長（西村 武） 日程第38、潟上市議会議員政治倫理審査会委員の選任についてを議題と致します。

政治倫理審査会の委員の選任については、議長において指名したいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。

政治倫理審査会委員には、3番菅原理恵子議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議会議員政治倫理審査会委員には、3番菅原理恵子議員を選任することに決定致しました。

○議長（西村 武） 以上で、本定例会に付議されました案件等につきましてはすべて議了致しました。

ここで、市長より発言の申し出がありますのでこれを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 本定例会閉会にあたりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

当局の方から提案致しました全議案に対して、ご可決賜りまして誠にありがとうございます。本定例会、来年度の予算を中心に来年度の市政運営に係る根幹を成すものでございます。また、来年度から新体制の下で一層の市政発展のために、私は残された任期は少のうございますが精一杯務めさせていただきたいと思っております。

まずそれと、一点ご連絡をさせていただきます。

本定例会において条例のご可決をいただきました、潟上市市民センターの竣工式についてでございます。来る4月14日水曜日に予定してございます。参加者については、新



型コロナウイルス感染症対策の観点から規模を縮小して行うこととしており、市議会からは議長、副議長、総務文教委員会委員長にご案内を差し上げることとしておりますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

なお、市民センターは当日、4月14日午後にオープンし、市民に一般開放致します。議員各位におかれましては、市民センターかたりあんの運営等について、今後ともご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

続きまして、私の任期最後の議会ということでございまして、議員の皆様一堂に介してごあいさつ差し上げるのは最後と思っておりますので、御礼とごあいさつをさせていただきます。

先ほど、かたりあんのオープンにつきましては、全議員の皆様にご案内をと考えてございましたが、今般の状況でこのようになってしまいました。誠に申し訳なく思っております。

かたりあんにつきましては、10月にNHKのラジオ公開放送が内定致しました。10月になってコロナが収束し、多くの市民がそこでお腹を抱えて笑うようなラジオ公開番組になったらという願いを込めて、これは職員からの発案で応募したところ内定を致したものでございます。

さらに私が今年に入ってからいくつかとても嬉しいことがあって、それをご報告させていただきます。

3月2日に初めて潟上市で男性の方が100歳を迎えました。健康寿命の延伸ということをお私大きく掲げてございましたが、この方、男性として初めて潟上市で100歳ということで、ずっとこれまで女性の方々の100歳をお祝いしてまいったわけですが、私の任期中に男性の方にぜひと思っていたところ、報告で男性の100歳ということで、先般お祝いを申し上げたところでございます。

それから菅原紘汰さん、日本新記録をまた出したということで、今回オリンピック・パラリンピックについてはまだまだ不透明な状況にはございますけれども、パラリンピック出場についてまた一歩前進ということでございまして、早速、市民ホールの横断幕を新しいものに差し替えてございます。ぜひご覧いただければと思っております。

さらにオリンピックに関して言えば6月9日、秋田県の聖火リレーの2日目のトップとして潟上市を出発してまいります。そういったこともあって、一日でも早いコロナの収束を私も願っております。

さらに言わせていただければ、今年に入って何通か市民の方々から当市役所の職員に対するお礼状が届いております。私は何よりもそういった政策そういったものが市民の皆様浸透していくことも大事ですが、市役所の職員がそのようにほめていただけるということは、私にとって無上の喜びでありました。まだまだ至らない点が多ございますが、また市議会議員各位からのご指導を賜って、市民が幸せになるような行政運営に務める市役所職員にしてみたいものだと思っております。

それからもう一つご案内したいことがございます。過疎地域自立促進特別措置法いわゆる過疎法という法律があって、我が潟上市と大潟村のみが、秋田県の市町村の中ではこの指定を受けていない、過疎が一応法律上はない市でございました。この法律は時限立法でございまして、本年3月31日の時限立法となっております。今回の国会に上程されている法案と承っておりますが、この法律の名称が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法ということになって、簡単に申し上げれば、旧昭和町地区それから旧飯田川町地区がこの法律の指定を受けることとなります。天王地区は、残念ながら一部人口が増えているところもあってこの指定は受けないわけですが、飯田川地区、昭和地区におかれては、今後たぶん4月1日に発行してまいりますのでこの法律が、今回の法律でたぶん通過することは確実といわれておりますので、来年度からこの法律の適用を受けることによって様々な税制優遇であるとか財政支援その他の優遇措置が用意されていると伺っております。我々としては、今般かなり多くの議員の皆様から財政的なことについてきちんと我々にもっとビジョンを示すべきだと、そのとおりでございます。そういった財制的な面においては、我々にとっては一部の朗報であります。これは先般部長会議でも我が市の部長たちに申し上げたことですが、そうではあるけれども、飯田川地区と昭和地区はもうすでに過疎だということが法律的な要件の中にも入ってしまったのだということです。これは、残念ながら私の任期中にはなかなか前を向けなかったことの1つではなかったかと思っております。ということは、新しい総合計画が後期の基本計画が発効してまいると同時に、待ったなしでこの地区の将来的なこの人口増を目指してどうするかということ、我々市の職員は英知を結集して考えねばならないし、市議会議員の皆様と私は議論せねばならないものだと思っております。私にはそれは叶いませんが、ぜひ議員の皆様これからそういった面についてのご指導を賜って、この特別措置法せつかく適用を受けるわけですから、そういったことを生かしながらさらにいい潟上市を作っていただければと思っております。さらに天王地区においては、追分地

区はそうかもしれませんが、天王本郷地区やあるいは湖岸地区、ここについては昭和地区や飯田川地区と同様の人口減が続いております。これも我々にとっては課題として残るところでありまして、地方創生、先ほども様々な議論の中で今回いわゆる出産祝い金についての議論がありました。そういったことも含めてぜひ活発なご議論を賜りながら潟上市、私4月16日の任期までは精一杯務めてまいります、その後もぜひ宜しくお願いしたいと思います。

それから、最後になりますが御礼でございます。

本当に至らない市長ではございました。潟上市のこともよくわからないような市長が4年、何とかここまで務め上げてこられたのは、議員の皆様方のご支援、ご協力、それからご叱責も含めて、それから市民の方々の本当に暖かいお言葉のおかげで、このような日を迎えることができたと思っております。本当にありがとうございます。

私が一番楽しみにしていた明日、明後日の中学校、小学校の卒業式は、当然コロナ対策で私は行くことは叶いません。ただ今回、自治基本条例の事業を羽城中学校の皆さんが受けていただいて、様々な意見をいただきました、羽城中学校の生徒さんから。その御礼ということで、学校の計らいで私3年生の皆さんにお礼を言うことができました。羽城中学校のその意見の中に様々あって、高齢者のことを考えると、今度は若者の支援がおろそかになってとか、いろいろ考えてみると全部お金に行きついちゃうからお金は大切だなとか、条例を1つ制定するのとても大変なことだということがわかったとか、そして自分たちがちゃんとそこに参加して意見を言わないとよくなるのだなという意見をたくさんいただきました。そしてその中に1つだけ、とても私は心に染みて残念な意見がありました。若い人が、あるいは女性が、意見をなかなか言いづらいのだということを訴えてきた生徒さんが何名もおりました。これも私が4年で至らなかった点だと思います。そういった意見を活発に言うためには、この最高議決機関である市議会こそがまさに対話をし議論をし、そしてどこを目指すかと言えばしあわせ実感都市潟上なわけですが、それを言っていれば我々はそれを実現できるということは到底思いません。少しでも前を向いてやっていく気持ちが必要であるし、子どもたちには、小学校の卒業式のメッセージに潟上がいいところなのだということを力を込めて書かせていただきました。高校生たちには、とにかくおかしいなと思ったらごまかさずに、そこを発言し行動する大人になってほしいということを私はメッセージとして伝えました。私が市長の任期期間中に判断に迷ったときに、その判断材料はたった1つでありま

した。これは昔と変わりません。こういう判断をして、子どもに恥ずかしくないかどうかということが私の判断基準でありました。それは今に至るまで続けてきたつもりであります。どうぞ皆さん、この小学校、中学生、天王中学校の子どもたち、天王小学校の子どもたちにも学校に招かれて、6年生、3年生に言葉をかける機会をいただきましたが、どう考えてみても超一流の子どもたちです。この子どもたちが、本当にこれから羽ばたいてそして、ひょっとしたら羽ばたいて潟上、秋田を離れるかもしれないが、最後はでも、あそこがふる里だと思っていただけるような町を本当に創りたいものだなと思っております。

長々偉そうなことを申し上げましたけれども、本当に最後に繰り返しになりますが、議員の皆様には大変お世話になりました。市民の皆様にもお世話になりました。市民の皆様さん、私も市議会議員も選んだのは市民の皆様さんです。どうぞどうぞ、いつも私たちの方をご支援いただくとともに、いろんな意味でのご意見を賜ればと考えております。

それから最後に、私に対してご支援いただいていた多くの方々それからご期待を寄せていただいた方々、そのご期待に沿えないことは本当におわび申し上げたいと思っております。ただ私、また先ほど申し上げたとおり、4月16日任期いっぱい、コロナのワクチン接種を含めて精一杯務め上げて、1歩でも2歩でもは無理かもしれませんが1ミリでも2ミリでも前に進めるような市政運営に務めてまいりたいと思っております。

本当に今日の日までありがとうございました。

(拍手)

○議長（西村 武） これをもちまして、令和3年第1回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうも長い間ご苦勞様でございました。

---

午後 3時08分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 佐 藤 敏 雄

〃 署名議員 鏡 仁 志